

税務課からのお知らせ

市府民税、軽自動車税の申告など

〈市・府民税の申告〉

令和7年度の申告受付を行っております。郵送による提出も可能です。

【受付】3月17日(月)まで ※(土)日を除く
9:30～12:00 / 13:00～16:00

【会場】市役所本館1階ロビー

【郵送先】〒583-8585 誉田 4-1-1 税務課市民税担当 宛

3月17日以降や受付終了時間以降について

市役所本館1階11番市民税窓口にて9:00～17:30まで受付しています。

①申告に関して必要な書類などを必ずご持参ください。

(例) 給与の源泉徴収票、年金の源泉徴収票、生命保険などの控除証明書

②医療費の申告をされる方は合計額計算及び明細書のご準備をお願いします。

市・府民税に関連した各種証明書発行や、国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証などの交付、介護保険料、保育園及び幼稚園の保育料の算定などに申告が必要です。

また、申告書が届いた方で前年中に無職、無収入の方も申告にご協力ください。

●申告が必要な方

本市在住(令和7年1月1日現在)で、前年中に所得があり、所得税の確定申告書提出義務のない方や勤務先から給与支払報告書が提出されていない方は、市・府民税申告が必要です。

(例) ・2カ所以上から給与の支払いを受けていた方。

・公的年金受給者で年金以外に収入がある方。

・公的年金受給者で各種控除を受けようとする方。

※ワストップ特例制度を適用されている場合であっても、医療費などがあり申告を行う場合は、ふるさと納税寄附分(ワストップを含む)も併せて申告する必要があります。

●市ウェブサイトより市・府民税申告書が作成できます

作成された申告書に必要な事項を補記していただき、必要書類と併せ郵送又は持参いただくと、市・府民税申告を行うことができます。申告を行われる方はぜひご利用ください。

詳細は「羽曳野市 税額シミュレーション」と検索してご覧ください。



【問合せ】税務課 市民税担当

〈バイクや軽自動車などの異動申告〉

軽自動車税は、4月1日現在登録されている所有者(使用者)に課税されます。バイクや軽自動車などを廃車・名義変更する場合や、所有者(使用者)が車両を持って転出する場合は、**令和7年4月1日までに右表の区分により手続きをしてください。**

(4月2日以降に廃車や名義変更により譲渡した方は、令和7年度の軽自動車税がかかりますのでご注意ください。)

※市役所の手続きで必要書類がご不明な場合は、市ウェブサイトをご確認いただくか、税務課までお問い合わせください。

※盗難にあった場合は、ただちに警察署へ盗難届を出していただき、「発行される受理票」と「来庁者の本人確認書類」を持参のうえ税務課まで届け出てください。

※3月下旬は窓口が大変混雑することが予想されますので、余裕をもってお手続きください。



問 税務課 課税総務担当

申告区分	受付場所	必要な書類・問合せ先
原動機付自転車など	市役所税務課 (本館1階8番窓口)	【市内同士の名義変更の場合】 申告済証・ナンバープレート(変更を希望する場合)・譲渡証明書・来庁者の本人確認書類・委任状(新所有者と同一世帯の親族以外が申請する場合は委任状が必要。) 【廃車する場合】 申告済証・ナンバープレート・来庁者の本人確認書類・委任状(所有者と同一世帯の親族以外が申請する場合は委任状が必要。)
軽二輪 小型二輪 など	近畿運輸局 大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所 (和泉市上代町官有地) にお問い合わせください。 ☎ 050-5540-2060	
軽自動車	軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所 (和泉市伏屋町1-13-3) にお問い合わせください。 ☎ 050-3816-1842	

※一部の三輪・四輪の軽自動車については、令和7年度から税額が変わる場合があります(重課など)。詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

＜固定資産課税台帳の縦覧・閲覧＞

縦覧、閲覧申請には本人であることを確認できる書類（運転免許証・納税通知書など）をご持参下さい。
なお、法人名義の所有の場合は、委任状が必要です。

【縦覧】 固定資産税納税者が、市内の土地・家屋の評価額を縦覧帳簿にて確認できる制度です。土地の納税者は土地価格等縦覧帳簿を、家屋の納税者は家屋価格等縦覧帳簿をご覧頂けます。

[土地] 所在地番・地目・地積・評価額
[家屋] 所在地番・家屋番号・種類・構造・
床面積・評価額・建築年

●縦覧できる方

- ・固定資産税の納税義務者本人もしくは納税管理人
- ・代理人で納税義務者本人と同居の親族（住民票で同一世帯の方）
- ・上記以外の代理人で委任状を有する方

●期間・時間

4月1日～5月31日 9:00～17:30 ※(土)(日)(祝)除く

【閲覧】 土地・家屋の納税義務者、または借地人・借家人が賃借権などの目的である物件に限り固定資産課税台帳を閲覧できる制度です。

左記の縦覧できる記載内容のほか、課税標準額・税額

●閲覧できる方

- ・左記の「縦覧できる方」の要件を満たす方
- ・借地、借家人で当該借地・借家部分の賃貸借関係を確認できる書類を有する方
- ・固定資産の処分をする権利を有する方

●期間・時間

令和7年4月1日～令和8年3月31日 9:00～17:30

※(土)(日)(祝)・年末年始除く

問 税務課 固定資産税担当

＜市税催告コールセンター業務＞

市税(市・府民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税)の納期限から一定期間を過ぎても市において納付確認ができない方に対して、専門オペレーターが市税の未納をお知らせするとともに、納付のご案内を行います。

平日(月)～(金)	9:00～17:30
3月4日(火)・11日(火)・13日(水)・18日(火)に実施	9:00～20:00
3月16日(日)	9:00～17:30

※(土)、上記以外の(日)、(祝)で市役所閉庁日は業務を行っておりません。

振り込め詐欺など不審電話にご注意!

「市税催告コールセンター」から、還付金の案内や納付のためにATM(現金自動預け払い機)の操作を求めることは一切ありません。

＜夜間・休日に市税の納付相談窓口を開設します＞

市役所開庁時間に市税の納付相談や納税ができない方に、下記のとおり夜間・休日窓口を開設します。

	日時	会場
夜間窓口	3月13日(水) 18:00～20:00	税務課
休日窓口	3月16日(日) 10:00～15:00	(本館1階⑦番窓口)

＜市税の催告書を送付します＞

市税が滞納になっている方に対し、3月上旬に催告書を送付します。納付がまだお済みでない方は、催告書が届きましたら同封する納付書で、すみやかに納付をお願いします。また、事情により一括納付できない場合は、税務課納税担当まで納税相談をしてください。

＜市税の滞納処分を強化しています＞

市税の滞納は、期限内に納税している多くの市民との公平性を欠き、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたします。納期限を過ぎ、督促状を送付後も未納または納付相談のない方に対しては、調査を行い、滞納処分(給与、預金、生命保険、不動産などの差押)による市税の徴収を強化しています。

また、長期・高額滞納事案などは「大阪府域地方税徴収機構」へ引き継ぎ、滞納整理を行っています。

市税納付の、LINE Pay(ラインペイ) ご利用終了について

LINE Pay サービスが令和7年4月末日で終了します。それに伴い羽曳野市税の納付につき、LINE Payによる納付が令和7年4月23日をもってご利用できなくなりますのでご注意ください。他の電子マネー収納(スマートフォン決済(PayPay、au PAY、d払い、J-Coin Pay、楽天ペイ))については引き続きご利用できます。

問 税務課 納税担当